

まちなみを守り、伝える



江戸時代から明治時代にかけて塩の積み出しと海運で栄えた津屋崎。当時の面影は今もまちなみの中に残っています。その中心にあるのが令和6年1月に国の重要文化財に指定された豊村酒造旧醸造場施設。津屋崎千軒地区のランドマークである煙突とともに建造物は重要文化財として末永く保存されることになりました。

しかし、豊村酒造旧醸造場施設が重要文化財として保存されるに至るまでは決して平たんな道のりではありませんでした。そこには地域住民のまちなみ保存に対する想い、そして所有者の苦悩と決断がありました。本特集では、今後のまちなみ保存の糧とするために、保存に至る過程を振り返るとともに、重要文化財に指定された建造物の概要を紹介します。



文化財指定書伝達式にて指定書を持つ、左から豊村源治さん、理恵子さん、祐二郎さん▶

解体の危機

1874年創業の豊村酒造の建造物は、ほとんどが明治時代から昭和初期に建築されたもので、最も古い酒蔵は築140年を越えています。所有者によって大切に管理されてきたため、建築当時の姿をよく残しています。また、地域イベントなどの会場として利用されるなど、地域に開かれた存在としても親しまれてきました。

解体が取り沙汰されるきっかけは、平成17年に発生した福岡県西方沖地震でした。大きな施設なので、所有者はこれまで修繕などの維持管理に苦心してきましたが、この地震は豊村酒造の建造物にも被害を与えました。煙突がひび割れ、安全性の問題から修理をするにしても、大きな負担が想定されました。また、昨今の頻発する大雨などで維持管理費が増え、これまでのような維持が難しくなることも予想されました。所有者の豊村源治さん、理恵子さん夫妻は、創業以来受け継いできた建造物をできるだけ保存したいという想いがありました。しかし、これまでのような管理は難しいと考え、断腸の思いで建造物と煙突の解体も視野に、今後の維持管理の方策を検討し始めたのでした。豊村さん夫妻は「大雨や台風の際に瓦の飛散などで近隣住宅に被害が及ぶことを特に懸念した」と話します。

指定内容

- 1 文化財の種類 有形文化財（建造物）
 - 2 指定年月日 令和6年1月19日
 - 3 名称 豊村酒造旧醸造場施設
 - 4 員数
 - ・建造物12棟（主屋、本座敷、納戸蔵、麹室、酒庫、釜場、仕込庫及び配取場、槽倉、試験室、古酒倉（南）、古酒倉（北）、作業場）
 - ・附指定5件（煙突・塀・家相図・図面・資産台帳）
 - ・土地4筆（計 2,818.84 m²）
- ※附指定とは、文化財指定をする際に文化財本体に関連する物品や資料などを本体と併せて文化財指定すること



おもや
主屋

大工棟梁は博多櫛田前町の山崎清蔵。写真は取次の間。天井は吹き抜けとなっていて、2階に高欄を廻している。博多町家の特徴をよく残している。



こうじむろ さかぐら
麹室・酒庫

大正3（1914）年に古家を再利用して建築。蒸米から麹造りを行う施設。酒庫は明治43（1910）年建築。酒の貯蔵施設。



かまば
釜場

大正3（1914）年建築。2基の釜を配置して、地中の煙道で煙突とつながっている。酒米を蒸したり、圧搾後の酒の火入れをしたりする施設。



ふなぐら
槽倉

大正3（1914）年建築。もろみを圧搾して原酒を採取する工程を担った施設。圧搾機が現存している。



しこみぐら
仕込庫

大正3（1914）年建築。1階で、もろみ打ち（段仕込み作業）を4日間かけて行った。2階は麹室としても使用された。



えんとつ
煙突

昭和5（1930）年建設着手。高さ21.38m。津屋崎千軒地区のランドマークとなっている。

見学案内

見学時間 午前10時～午後4時（お盆と年始は休業。休業日は毎年異なりますのでお問合せください）
 問い合わせ先 一般財団法人 津屋崎豊村喜三郎記念財団 ※現在、主屋のみが見学可能です
 ☎0940・52・0001 E-mail: info@toyomurashuzou.jp

豊村酒造旧醸造場施設とは

豊村酒造旧醸造場施設は、明治期に福岡県下で最大級の醸造量を誇った日本酒醸造施設です。明治7（1874）年の創業から着実に生産高を伸ばし、明治25年頃には約4,000石（約600t）を仕込むまでに至りました。明治28年の全国酒造家番付では、九州で唯一の「幕の内」に据えられています。

建造物は明治10年代に最初の酒蔵（古酒倉2棟）が建てられ、明治20年には店舗兼住居として主屋が建てられました。大正時代には仕込庫をはじめとする酒造施設が拡充されるとともに本座敷を建築するなど、現在の建造物の基本構成が整いました。酒造に関わる一連の施設が酒造道具とともに良好に保存されていて、近代の醸造工程を知ることができる点で価値が高いものです。また、主屋は福岡市近郊の町家の中で最大級の規模があり、取次を吹き放ちとして2階に高欄を廻す点、土間に曲がった丸太を縦横に何段も重ねた梁組を見せる点など、福岡市近郊の町家にみられる特徴をよく残していることも重要です。

旧醸造場施設配置図 1/500



文化財指定で終わりではない みんなの力でまちなみを保存する

Interview vol.2 藍の家保存会代表、ボランティアガイド 古閑由美さん

重要文化財指定後、県外からもたくさんの旅行客が来ました。多くの方が、新聞やテレビで指定されたことを知ってくれたようです。私がガイドをしていますが、来てくれた人の反応は上々です。

しかし、福津市内での認知度は低いように感じます。もっと宣伝が必要です。実際に中を見てもらって、説明を聞いてもらえれば、きっと「すごい」とその価値に驚くはずですよ。

豊村酒造が重要文化財に指定されたことで、藍の家とともに、津屋崎千軒の中心として、今後も保存されることとなります。ただ、この場所に昔から住んで商売をしている人たちも、亡くなったり高齢になったりして、家を手放す人が増えてきました。津屋崎千軒の雰囲気が良いと移住してくる人も、家を新しく建て、その場所で商売をすることはほとんどないのではないのでしょうか。

すると建物があっても、店の前などに人が集まることはなくなっていき、シャッター商店街と同じようなさびしい場所になるかもしれません。今風の家が並ぶ、どこにでもあるまちになってしまう恐れがあります。

豊村酒造もただ残るだけでなく、保存されたまちなみの中に溶け込みながら残っていくことが大切です。しかし、まちなみを保存するにしても個人の善意に頼ると、金銭的な部分など難しいこともあります。

そこで、何らかの行政の手を入れることは必要です。文化財指定されて終わりではなく、今後もみんなで力を合わせて、さまざまなことに取り組んでいくことが大切だと思います。



津屋崎千軒を未来にどう伝えるか 住民にも訪れる人にも「良いまち」に

Interview vol.1 津屋崎郷づくり協議会会長 楠田元明さん

保存活動を始めた目的は、豊村酒造だけを残せばいいということではなく、津屋崎千軒全体をどう保存していくのか、千軒の中核として豊村酒造をどうしていくのか、千軒全体を未来にどう伝えていくのかということでした。ですから、豊村酒造が重要文化財に指定されて終わりではありません。また、文化財指定に至るまでに、保存に向けての地域住民の活動があったということをお忘れはいけません。

しかし、保存活動を始めたころは「なぜ豊村酒造だけを残さなければならないのか」「重要文化財だろうが、なかろうが、自分たちの生活にはそんなに影響はない」というような意見もありました。津屋崎千軒全体を残していくためということで納得してもらいましたが、それだけ住民のさまざまな想いを経て今があります。また、国の重要文化財に指定されたということは、保存や利活用をするときにいろいろと制約が生じてくると思いますが、豊村さんだけに負担が掛からないよう、今後も福津市には人や財政などの支援を引き続きお願いします。もちろん地元として津屋崎郷づくりもできるだけの協力をしていきたいと思っています。

豊村酒造が文化財に指定され、津屋崎千軒全体が活性化することは良いことなのかもしれませんが、津屋崎千軒の雰囲気が損なわれては意味がありません。今の落ち着いた雰囲気の中で生活したいという人もおられます。活性化して特定の場所に利益を生み出すだけでなく、住んでいる人にもメリットが感じられるようにすることが大切だと思います。津屋崎千軒全体が、住民にとっても訪れる人にとっても「良いまち」にならなければならないと強く思っています。



■ 市民が保存運動を展開

豊村酒造の煙突は津屋崎千軒地区のランドマークであり、酒蔵はさまざまなイベントの会場として活用されてきたため、地域住民に愛着を持って受け入れられてきました。

建造物と煙突の解体を耳にした地域住民は、津屋崎千軒地区のまちなみの中心的な存在が失われることに危機感を持ち、保存に向けて立ち上がりました。平成28年6月に地域住民を中心として「津屋崎千軒を未来につなぐ会」が結成され、保存のための署名活動や建造物の学術調査が始まりました。最終的に6千筆を超える署名が集まり、平成29年4月に市長へ保存の要望書が提出されました。

■ 福津市・福岡県による調査を実施

地域住民を中心とする市民の活動を受けて、市でも平成29・30年度に建造物・煙突の現況調査、保存対策調査、および今後の活用可能性を探る調査に取り組みました。その結果、建造物などは建築当初の

状態で良好に保存されていることが確認されました。醸造に関わる一連の施設が酒造道具とともに残っていることは、近代の醸造作業や工程を復元することができると、特に重要です。近代に隆盛した醸造施設の本質的な機能が現存するという大きな成果を得ることができました。

一方、福岡県も平成27～29年度に近代和風建築総合調査を実施して、この中で豊村酒造の建造物も詳しく調査されました。この調査によって、豊村酒造の建造物の文化的価値や重要性を福岡県の近代和風建築の中で位置付けることが可能となりました。

■ 貴重な事例だと判明

豊村酒造の建造物は、店舗として利用される主屋の構造が、福岡市やその近郊で見られる町家建築と類似していました。福岡市ではこの種の建造物の多くが空襲や都市開発で失われているため、福岡市周辺の近世町家建築が近代に於いてどのように発展したのかを示す貴重な事例であることが分かったのです。

人の「ぬくもり」が後世にまちを伝える みんなで守っていかなければ

Interview vol.3 藍の家保存会前代表 柴田富美子さん

私は小学6年生のときに終戦を迎え、戦争ではいろいろなものが壊されました。そこで守れるものは守らなければという想いと、そういう想いを持った人のみんなの力が、藍の家保存活動の原動力でした。資金はなく、津屋崎の風景を題材に絵葉書を作り、その利益を活動費用にしていました。

保存が決まった後も、イベントなどを行う補助金は津屋崎町からもらっていましたが、人件費などは合併後に福津市から管理費の一部としてもらうまでは、ありませんでした。そのためほとんどボランティアで、香典返しなどみんなでお茶を持ち寄って、お客さんを接待していました。

20年くらい前には「町並み保存会」を立ち上げて、津屋崎千軒全体の保存活動も行うようになりました。

当時は、先進的な取り組みだということで、多くのメディアにも取り上げられました。それがきっかけの一つになって、移住してきた人、まちなみを学びに来た大学生なども含めて、本当にたくさんの人間関係の輪が広がっていきました。そしてそういう人たちや地元住民など、地元の「ぬくもり」を知っている人が後世にこのまちを伝えていってくれるのではないかと感じます。

豊村酒造が重要文化財になって一番大変なのは豊村さんです。今後も豊村さんが保存に力を尽くしてくれることには感謝しかありません。文化財になったということは、みんなのものになったということですから、行政や市民、みんなが守っていかなければなりません。



地域にとっても意味があるものに

Interview vol.4 豊村酒造 豊村源治さん、豊村理恵子さん

西方沖地震の後は、どこからどう補修していけばいいかわからない状態でした。最低限の補修をするにも相当の費用が掛かり、修繕費用のために働いているような感覚でした。

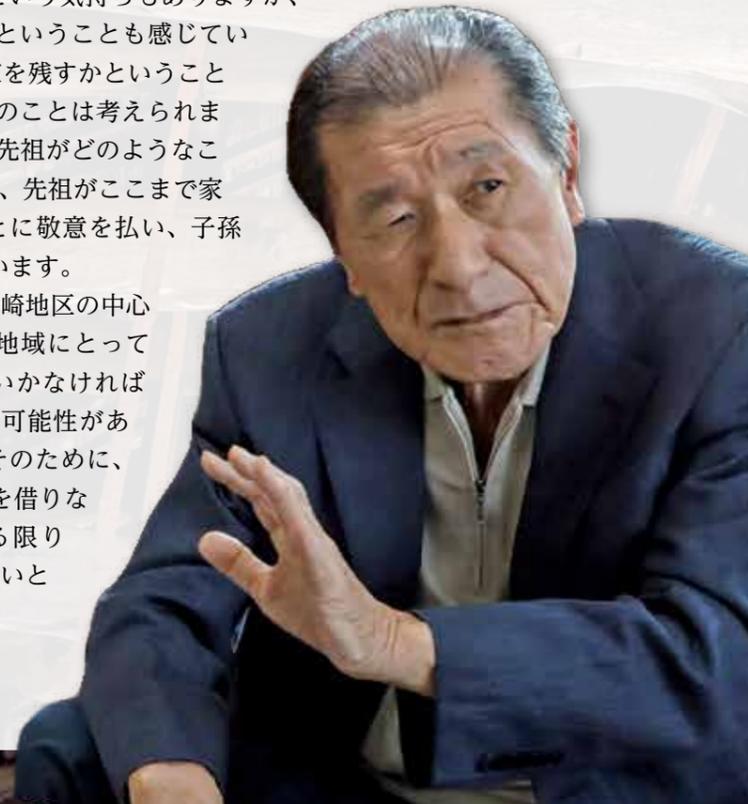
瓦が飛ばないように、壁がはがれないように、雨漏りをしないようにと常に大工さんが仕事をしているような感じで、周辺住民にも迷惑が掛からないように常に気を付けていました。

いろんなところから活用方法はないかと視察にも来ましたが、改修費用などの面で折り合いが付きませんでした。煙突の損傷もあったので、万が一にでも周辺住民に被害が有ってはいけないと思い、地元の業者から解体業者を紹介してもらい見積りを取ったことはありました。

しかし、基本的には残していきたいという想いがある中、福岡県から重要文化財に指定する価値があるという話をいただきました。

重要文化財に指定されて一安心という気持ちもありますが、これからも大変で責任があるなということも感じています。正直、今はどうやって家を残すかということで頭がいっぱいで、それ以上のことは考えられません。ただ、これを機会に、先祖がどのようなことをしてきたのかを振り返り、先祖がここまで家を盛り立ててきたということに敬意を払い、子孫としてしっかり応えたいと思います。

またここを残す以上は、津屋崎地区の中心的なものの一つとして、地域にとって意味があるものにしていかなければならないし、そういう可能性があると考えています。そのために、地域の人や行政の力を借りながら、今後もできる限りのことはしていきたいと思っています。



所有者の決断

市民の保存活動や、県・市の調査によって文化財としての評価が明確となったことで、所有者も建造物を保存する方針がないか考えるようになりました。安全性が危惧された煙突も耐震面に大きな問題がないことが分かったのも後押しになりました。その後、文化庁調査官の現地調査で、建造物が文化財として評価できる見解が示され、所有者は建造物を文化財として保存することを決断しました。

所有者の意向を受けて、市は県とともに文化庁と協議を重ねました。その結果、令和5年の文化審議会に重要文化財の候補として諮問され、同年11月24日に重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申されました。その後、令和6年1月19日の官報告示で正式に有形文化財(建造物)として重要文化財に指定されました。重要文化財は国民共有の財産であるため、所有者には重要文化財を適切に保存し、公開活用する義務が課されます。所有者は、重要文化財の指

定を受けることで、大きな責任を負うこととなりますが、津屋崎千軒地区のまちなみ保存の観点から重要文化財として保存していくことを決断しました。この決断に至る背景には、地域住民のまちなみ保存に対する熱い思いがあったからに他なりません。

豊村酒造旧醸造場 施設のこれから

令和5年7月には一般財団法人津屋崎豊村喜三郎記念財団(以下、財団)が設立されました。今後は、財団が重要文化財の所有者となって保存と活用を担います。建造物そのものの保存と活用にとどまらず津屋崎千軒地区の活性化にも取り組んでいく予定です。

来年度以降、重要文化財として必要な防災設備の整備や保存修理、その後の公開活用に関立つ建造物の現況調査や耐震調査などの事業に着手していくこととなります。市は、国・県とともに、重要文化財が将来にわたって適切に保存され、文化財的価値を生かした活用が継続的に実施できるよう所有者を支援していきます。